

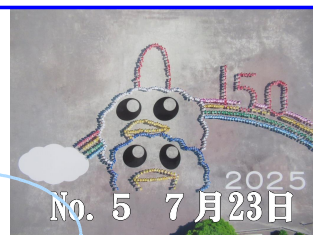
令和7年度
学校だより

沼津市立愛鷹小学校

あしたか



志を持ち たくましく生きる人



No. 5 7月23日

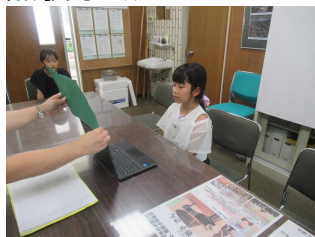
*親子でお読みください



1 学期 終業式



本日、7月23日（水）に、74日間の1学期が終了し、「終業式」を行いました。今年も暑さが厳しいため、体育館には集合せず、各教室でのリモート開催としました。2・4年生の代表児童が、1学期の振り返りと夏休みに頑張りたいことを発表しました。2人とも全力で頑張った1学期だということが伝わってきました。また、夏休みも、計画を立てて無駄なく過ごそうという意気込みを感じました。夏休みの過ごし方の話もありました。



本年度は愛鷹小創立150周年ということで、記念のイベントも1学期に多く開催されました。本年度より学校教育目標が「**こころゆたかに みんなで伸びる**」と新しくなりましたが、イベントごとに、みんなで心をつなげて伸びてきた1学期だったことに、喜びを感じています。終業式の校長の話では、そのことについて場面を捉えて話をしました。↓



↑第1弾の「150周年記念コンサート」(5/16)では、いろいろな楽器をバックに歌うお姉さんの、迫力のある歌声に感動しました。その歌声に合わせて、みんなで一つになって体を動かして歌いました。

↓第2弾の「150周年記念航空写真」(5/28)では、暑い中でしたが、みんなで協力して、きれいに整列して人文字を作りました。これもみんなで一致団結したからこそ完成することが出来ました。決して一人では出来ないことです。





↑ 第3弾は「150周年記念児童集会」(6/24)です。児童会が中心になって、全校で楽しめた、素晴らしい記念集会になりました。ゲストの卒業生のみなさんにも大いに盛り上げて頂きました。本当に感謝です。

子どもたちの健やかな成長のために

沼津市教育委員会より、保護者宛の文書が届きました。御案内いたします。

「平素より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。子どもたちを取り巻く環境は日々大きく変化しており、その健やかな成長を見守るためには、大人の果たすべき役割や責任も時代とともに変わってきています。

そして、これまで沼津市の学校が取り組んできた以下の点について、改めて御案内申し上げます。今後も、学校と保護者の皆様が力を合わせ、子どもたちの成長を支えていけるよう、御理解と御協力をお願いいたします。」

1 虐待が疑われる場合は、福祉関係機関等に連絡することがあります

児童虐待の件数は、ここ数年の間で増加の一途をたどっており、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」では、学校に児童虐待の早期発見を求めるとともに、児童虐待(疑いを含む)を発見した場合には通告の義務を課しています。そのため、以下のような対応をとることがあります。

- (1) 学校でお子様に不自然な痣や傷跡を発見した時、保護者に事情確認をさせていただく場合があります。
- (2) 不自然な外傷がある、理由不明の欠席が続く、虐待を受けたという訴えがお子様からある等の場合には、保護者の事情確認を経ずに福祉機関等へ連絡し連携して対応する場合があります。その際、場合によっては児童相談所がお子様を一時保護することがあります。

2 法に触れる疑いのあるいじめや問題行動については、警察と連携することがあります

いじめや問題行動への対応に当たっては、いじめ防止対策推進法の法令や国の方針等に基づき、未然防止、組織的な対応等の取組を進めております。

その中で、学校が把握したお子様のいじめ行為や問題行動が、犯罪行為(触法行為を含む)として取り扱われるべきものであると認める場合、警察等関係機関と連携して対応する場合があります。

3 情報端末(スマートフォン等の通信機器)の取り扱いについて

全国的に子どもたちが、SNS等を悪用した問題行動や犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。子どもたちの健やかな成長のために、以下の点について御確認ください。

- (1) 文部科学省の通知に基づき、個人所有の携帯電話等(スマートフォン等の通信機器)は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校及び中学校においては、児童生徒の校内への携帯電話の持込みについては、今まで通り原則禁止です。
- (2) 必要があって個人所有の携帯電話等を持参して学校に登校する場合、下校までの間は、校内では使用できません。学校での教育活動に支障がないよう学校と相談をし、お子様と管理方法等を御確認ください。
- (3) 万が一、SNS等への悪質な書き込みや画像の無断掲載等があった場合は、警察等の関係機関へ速やかに御相談ください。
- (4) 学校では、年間を通じて情報モラルに関する指導を行っています。
- (5) 携帯電話各社が、御家庭における情報端末(スマートフォン等の通信機器)の取扱いに関し、親子で作ることができるスマホのルール、違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限する「フィルタリング機能」等を紹介しています。